



危険空き家の解体費用を補助します

所有者による空き家の解体を促進し、市民の生活環境を保全するため、倒壊などのおそれのある危険空き家を解体する費用の一部を補助します。



1 補助金額

- 危険空き家を除却する費用の4/5の額
- 上限額 50万円

2 補助対象の空き家

- 次の全てに該当する空き家
- (1) 市内にある危険空き家（大きな傾き、屋根・外壁の大きな破損があるなど、居住することができない状態）
※裏面チェックシートの基準で100点以上のもの
- (2) 専用住宅または併用住宅（延床面積の2分の1以上が居住用のものに限る）

3 補助対象者

- 次の全てに該当する方
- (1) 解体する空き家の所有者または相続人
- (2) 世帯全員が市税等を滞納していない方

4 補助対象となる費用

- 空き家の解体工事費
- ※家財道具の処分費等は対象外

5 申請受付期間

- 予算に達するまで（市ホームページをご確認ください）

※ 詳細については、必ず交付要綱をご確認ください。



6 申請の流れ

① 交付申請（申請者→市）

【提出書類】

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 位置図
- (3) 現況写真
- (4) 工事見積書及び内訳明細書
- (5) 相続関係を証明する書類（相続人の場合）
- (6) 登記事項証明書又は固定資産課税明細書
- (7) 納税証明書
- (8) 誓約書兼同意書

② 現地調査・交付決定通知（市→申請者）

③ 工事の着工・完了（申請者）

④ 補助金の請求（申請者→市）

【提出書類】

- (1) 補助金交付請求書
- (2) 工事完了実績報告書
- (3) 領収書
- (4) 工事施工後の写真

⑤ 補助金の交付（市→申請者）

【申請窓口・お問い合わせ先】

一関市 生活環境課 市民生活係 ☎ 0191-21-8344

[危険空家等判定チェックシート]

評価区分	評価項目	評価内容	不良度 評価点	最高 評価点	評価点
1	構造一般 の程度	①基礎 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45	
		構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20		
	②外壁 外壁の構造が粗悪なもの	25			
2	構造の腐 朽又は破 損の程度	③基礎、 土台、柱 又ははり	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破 損しているもの等小修理を要するもの	25	100
			基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、 はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の 数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要する もの	50	
			基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著し く崩壊の危険のあるもの	100	
		④外壁	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の 露出しているもの	15	
			外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく 下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生 じているもの	25	
		⑤屋根	屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もり のあるもの	15	
			屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、た る木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25	
			屋根が著しく変形したもの	50	
		3	防火上又 は避難上 の構造の 程度	⑥外壁 延焼のおそれのある外壁があるもの	
延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20				
⑦屋根 屋根が可燃性材料でふかされているもの	10				
4	排水設備	⑧雨水 雨樋がないもの	10	10	
合計評価点					

[備考] 評価項目につき該当する評価内容が複数ある場合は、当該評価内容に応ずる各評価点のうち最も高い評価点とする。